

内装連・防火壁装施工管理者の情報紙です

発行 日本内装材連合会

東京都中央区銀座 1-4-3
カルチェブラン・ギンザ 2F
TEL: 03-3564-4088 (代)

防火壁装情報

Premier High-end Interior

世界の最上級のインテリア

株式会社トミタ www.tominet.co.jp
tomitaTOKYO 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 1F
東京 TEL.03-5798-0082 大阪 TEL.06-6281-8480 福岡 TEL.092-781-2651



防火壁装施工管理者はプロ中のプロ なぜ防火ラベルを貼るのか？

内装制限一覧表 「壁装施工管理者講習」テキストP6

建築基準法施行令第128条の3の2、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等	対象となる規模等				制限	
	耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等
特殊建築物	1	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの		壁・天井とも準不燃以上※2	壁・天井とも準不燃以上※2
	2	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院はその部分に患者の収容施設がある場合に限り)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの	壁・天井とも準不燃以上(床面上1.2m以下除く)※2	壁・天井とも準不燃以上※2
	3	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの	壁・天井とも準不燃以上※2	壁・天井とも準不燃以上※2
	4	自動車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全 部		壁・天井とも準不燃以上※2	壁・天井とも準不燃以上※2
	5	地階又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの	全 部		壁・天井とも準不燃以上※2	壁・天井とも準不燃以上※2
建築物の規模	階数が3以上で延べ面積500㎡を超えるもの	[学校等(※1)を除く。耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。]		難燃以上(壁・天井とも)※2	準不燃以上(壁・天井とも)※2	
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡をこえる居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの 温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)		準不燃以上(壁・天井とも)※2	準不燃以上(壁・天井とも)※2
	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う施設を設けたもの 住宅以外の建築物に火を使う設備を設けたもの		準不燃以上(壁・天井とも)※2	準不燃以上(壁・天井とも)※2

〈除外規定〉上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のものと及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火壁装施工管理者にとつては、常に遵守すべき事柄のためスルーしがちですが、再確認する意味でポイントを確認します。

単純な問いかけですが、「なぜ防火ラベルを貼るのか？」と施主や設計者に問われた時、どのように説明しますか？

「建築基準法に決められているから貼る。」

「内装制限に沿った的確な施工をした記録の証として防火ラベルを貼る。」

↓では具体的にどのような

基準と制限があるのでしょいか？

建築基準法の内装制限を定める条文、第35条の2では、「特殊建築物等の内装」として4つの建築物を対象に定めています。

① 特殊建築物
② 建築物の規模
③ 無窓
④ 調理室等

「政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにし

「内装工事」8節「壁紙張り」

公共建築工事(建築工事編)平成31年版

「内装工事」8節「壁紙張り」

「内装工事」8節「壁紙張り」

「内装工事」8節「壁紙張り」



国土交通大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」



また東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準」の第2章「消防同意事務審査要領」第6「内装制限・防火材料」によると、

「1. 防火材料」として(1)不燃材料、(2)準不燃材料、(3)難燃材料の各材料に関して

説明されています。また「8. 防火材料の表示」では、(1)成型品のマーク：不燃材料、準不燃材料及び難燃材料(以下「防火材料」という。)として認定されたもののうち成型品

(工場等で製造された規格品)については工場等からの出荷の際、その表面または包装に表示マーク(防火製品表示ラベル)を附すること。

(2)施工後の表示マーク：認定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに2か所以上に表示マーク(防火施工管理ラベル)を附するよう指導すること。と明記されています。

これに基づき、壁紙を現場で施工した後に、仕上げた区分、壁・天井のそれぞれの防火性能の証明として防火ラベルが必要とされます。

ラベルは2枚ずつ必要

区画数の2倍、偶数の枚数です。

ラベル申請事務は手間がかかりますが、仮に問題が生じた場合は、施工者が確実に正しく施工したことを証明する大事な役割を果たします。防火はもとよりホルムアルデヒドの発生源に壁紙が疑われた場合などには、申請書によって採用した壁紙がF☆☆☆☆の製品であることが簡単にわかりますので、後々まで施工者の身を守る資料と言っても過言ではありません。

法令を遵守し適切な施工をし、一目瞭然に防火性能を表示できる防火ラベルは検査機関や建築主にも近年ますます信頼を得ています。

お知り合いでまだ施工管理者資格を取得していない施工者様がいらっしゃいましたらお近くの内装連の各組合へお問合せ下さい。

- * 東京組合 03-3564-4088
- * 大阪組合 06-6882-5501
- * 京都組合 075-351-2572
- * 東北組合 022-2999-6690